

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの利用状況等の資料提出について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、ご案内のとおり、平成 2 5 年 3 月の中医協総会の議論を経て、現在、2 5 項目の特例措置（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添 2 参照）について、岩手県、宮城県及び福島県（「被災 3 県」という。）の保険医療機関等におきましては、平成 2 5 年 4 月 1 日時点で現に利用されている特例措置については、平成 2 5 年 4 月 3 0 日までに、平成 2 5 年 4 月 1 日以降新たに利用を開始した特例措置については、速やかに、届出様式による届出の上、平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで取扱期間が延長されております。

また、被災 3 県以外のその他の地域の保険医療機関等につきましては、平成 2 5 年 4 月 1 日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、平成 2 5 年 4 月 3 0 日までに届出様式による届出の上、平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで取扱期間が延長されております。

今般、この特例措置につきまして、平成 2 5 年 1 0 月以降の取扱いを検討するため、現在の利用状況等を把握するための資料提出等をお願いすることとなりましたのでご連絡申し上げます。

添付資料別添 1 「東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書」による届出を行った保険医療機関等は、平成 2 5 年 7 月 1 日（月）時点の特例措置の利用状況等について、平成 2 5 年 8 月 1 2 日（月）までに地方厚生（支）局に資料をご提出いただきますようお願いいたします。

その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙 1 ～ 1 2、様式 1 ～ 3 等）については、別添 2 「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」の記載に沿って作成のうえご提出ください。複数の特例措置を利用している保険医療機関等で、提出資料が重複する場合には、1 枚ご提出いただければ結構です。

なお、被災 3 県の保険医療機関等が、平成 2 5 年 8 月 1 2 日（月）以降に別添 1 「東日本

大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書」により届出を行う場合には、併せて、利用する特例措置に応じて別紙1～12、様式1～3等の提出をお願いします。
つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する利用状況等の資料提出依頼について
(平 25. 7. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)